

(注:「交通安全計画」とは、交通安全対策基本法に基づき、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都の計画に準拠し策定するもので、市町村の交通安全行政執行の指針となるものである。

課題
(自転車)

区内の自転車登録台数は、33万台を超え、その利用者層も幼児から高齢者まで幅広く、また、利用範囲も広がっています。それに伴い自転車利用者の交通事故も急増し、死傷者数は、5年前の平成7年に比べ2.7倍の増加となっており、また、自転車同士や歩行者との事故が増加しています。原因としては、信号無視や安全不確認、歩道通行時における歩行者の通行妨害、夜間の無灯火走行など交通違反やマナーの低下があげられます。
このため、自転車利用者に対して、交通ルールやマナーを守ることに重点を置いた広報啓発活動を徹底していくことが必要です。
また、自転車は車両としての通行方法を求められていますが、免許制度の対象はないため、運転に必要な知識・技能が個々の利用者に身に付いていない点も十分考慮し、自転車安全運転教室等の開催等、参加・体験・実践型の安全教育等の推進を図っていくことが必要です。

施策の
重点

施策の
方向

***自転車の安全利用の推進**
急速に増加している自転車事故を防止し、また、歩道を暴走する自転車や駅周辺にあふれる放置自転車等をなくすため、自転車利用者に対する交通安全教育・啓発を推進し、交通ルールの遵守と運転マナーの向上を図ります。

***交通安全意識の啓発を図ります。**
交通安全の基本は、区民一人ひとりが正しい交通ルールとマナーを身に付け、実践することです。そのため、ライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。また、家庭、学校、職域や地域社会における交通安全意識の高揚を図るとともに、広報啓発活動の充実・強化に努めます。

***道路交通秩序の維持を図ります。**
道路交通の安全と円滑な交通を確保するためには、交通実態に即応した交通規制と交通違反等に対する適切・効果的な取締りが重要です。そのため、地点別・路線別等交通実態に即応した交通規制を推進し、また、自動車や自転車の駐車秩序を確立するとともに、重大交通事故の原因となっている悪質・危険な交通違反等の指導取締りを強化します。

講じようとする施策
()は施策を実施すべき機関を示す

ソフト面の施策

「交通安全意識の高揚」
<自転車利用者対策>
自転車関係組織の拡大と活動の促進を図り、自転車安全教室、自転車街頭点検整備等自転車の正しい利用を推進して、自転車事故の防止を図ります。また、関係機関・団体と連携し、歩道における自転車の正しい通行方法に関する広報啓発活動を推進します。
(警察署)

「広報啓発活動の充実・強化」
<自転車利用者に対する広報啓発の推進>
自転車の安全な乗り方と正しい駐輪等マナーの向上について広報活動を推進します。また、区と警察で開催している自転車安全教室を通じて体験的な交通安全教育を推進します。
(区土木部交通安全課)

「道路交通秩序の維持」
<交通規制の推進>
自転車は、手軽な乗り物として利用の一層の増加が予想され、また、自転車を当事者とする交通事故件数が増加傾向にあることから、「普通自転車歩道通行可」の指定区間を増やし、自転車の歩道通行部分の拡大を図ります。
(警察署)

ハード面の施策

「道路等の整備」
<自転車道の整備>
自転車交通は、手軽な交通手段として通勤、通学、買い物などの日常生活に利用されていますが、最近では、環境にやさしい乗り物として、自動車交通から自転車交通への転換が促されています。そのため、安全で安心して走行できる自転車走行環境を整備します。
(東京国道工事事務所、都第四建設事務所、区土木部道路整備課)

***「交通安全施設等の整備」**
<歩道の整備>
歩行者及び自転車利用者を自動車交通から分離し、道路交通の安全と円滑化を図るため、歩道の未整備区間や幅員の狭い区間について、歩道の整備を進めていきます。
また、交通バリアフリー法の施行も踏まえ、公共交通の旅客施設等とも連携を図りながら、障害者や高齢者を含む区民の誰もが安全かつ快適に通行できるように、車椅子がすれ違うことのできる広幅員歩道の整備、歩道のバリアフリー化、視覚障害者有同様ブロックの設置など、質の高い歩道の整備を進めます。
(東京国道工事事務所、都第四建設事務所、区土木部道路整備課)

「駐車秩序の確立」
<放置自転車防止の啓発・規制の強化>
ア 啓発活動
広報とし「放置自転車特集号」、広報車による広報、看板、チラシ、ポスター、東京都との共催による「駅前放置自転車追放キャンペーン」などにより、自転車利用のルール確立及びマナーの向上のための啓発を行います。また、地元町会、商店会、企業、警察署等の協力のもと、定期的に駅前での放置自転車防止キャンペーン等を実施し、地域との連携により、官民地域一体となった取り組みを実施し、近距離利用の自粛、自転車駐車場の利用促進を図ることにより、放置自転車の発生を防止します。
イ 自転車等の放置防止に関する条例の運用
条例で定めた放置禁止区域内においては、放置自転車等の撤去、移動を行い、放置自転車の発生防止を図ります。
なお、撤去した自転車等は保管所で一定期間保管するとともに、手数料を徴収して、所有者に返還しています。
また、放置自転車の多い箇所についてシルバー人材センターに委託し、自転車の整理・移動に努めるなど、自転車の駐車秩序の確立を促進します。
ウ 放置自転車の活用
返還申請のない自転車で再生可能なものについては再生し、アジア、アフリカ、南米、オセアニア等の開発途上国に贈与しています。また、豊島区シルバー人材センター等へ無償払いのうえ、区民販売に供するとともに、区の出先機関や各課の足として供することにより、放置自転車の再生活用を努めます。
(区土木部交通安全課)

「指導取締りの強化」
<自転車利用者対策の推進>
自転車による交通事故が増加しているため、危険・迷惑な走行に対しては、指導警告書を活用した街頭指導を強化するとともに、信号無視、一時停止等悪質・危険な違反者に対する取締りを強化します。
また、歩行者に配慮した歩道通行、秩序ある駐輪等、自転車の正しい乗り方に関するキャンペーン、講習会等を積極的に開催します。
(警察署)

「駐車施設の整備・充実」
<自転車駐車場の整備>
駅前放置自転車の削減を図るため、各機関が自転車等駐車場の整備を進めていきます。
平成13年3月末現在、自転車駐車場は、区立が12箇所、その収容台数は、原付を含めると6,234台です。民間の自転車駐車場は5箇所、収容台数1,710台、区営の無料置場が11箇所、収容台数2,039台です。また、レンタサイクルが池袋駅東自転車駐車場に54台あります。
今後は、平成14年4月供用開始予定の目白駅東自転車駐車場を含め、新たに5箇所の自転車駐車場を整備すべく計画中です。また、区道敷の一部等を活用し、有料登録制の暫定的自転車置場を設置する方向で準備を進めています。
(区土木部交通安全課、鉄道事業者)